



2020年3月5日

各 位

会 社 名 鳥居薬品株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 松田 剛一
(コード番号 4551 東証 第一部)
問 合 せ 先 経営企画部 (TEL 03-3231-6814)

公正取引委員会からの排除措置命令及び課徴金納付命令について

本日、当社は、「カルバン®錠」(ベバントロール塩酸塩製剤)の販売に関して独占禁止法に違反する行為があったとして、公正取引委員会より独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けましたので、お知らせいたします。

株主の皆様、お取引先様をはじめ関係者の皆様に多大なご心配、ご迷惑をおかけしておりますことを、深くお詫び申し上げます。

1. 排除措置命令の概要

当社は、「カルバン®錠」の販売価格の決定に関して、独占禁止法第3条の規定に違反する行為があったとして、販売価格の合意が消滅していることの確認等の内容とする取締役会決議を行うこと、それらの内容について当社の取引先及び従業員に対して周知徹底すること、今後同様の行為を行わないこと等の措置を採ることを命じられました。

2. 課徴金納付命令の概要

- (1) 納付すべき課徴金の額 287万円
- (2) 納付期限 2020年10月6日

当社は、公正取引委員会に対し課徴金減免制度の適用を申請した結果、同制度が適用され、課徴金額の30%の減額が認められております。

3. 当社の対応

当社は、法令遵守の徹底に努めてまいりましたが、この度の命令を受けたことを厳粛かつ真摯に受け止め、今後はより一層、法令遵守の徹底に取り組み、再発防止と早期の信頼回復に努めてまいります。

4. 業績への影響

当社の当期業績への影響は軽微です。

以上